

【物価高対策】水道基本料金の免除（2か月分）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民や事業者を支援するため、国の「重点支援地方交付金」を活用し、水道料金の基本料金を免除します。

- 対象者 国見町内すべての水道使用契約者（申請不要）※用途が臨時用の方及び官公署は対象外となります。
- 免除内容 3月末納期分（1月・2月使用分）の水道料金の基本料金とメーター使用料を免除
- 免除額 水道管口径によって、免除金額が変わります。（以下のとおり）

口径（mm）	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm
免除額	4,147 円	4,224 円	4,356 円	4,488 円	4,752 円	5,808 円	7,128 円	8,360 円

例 水道管口径 13 mm の場合 ⇒（基本料金 1,800 円 + メーター使用料 85 円）× 消費税 × 2 か月分 = 4,147 円

※使用開始や休止の時期により、免除の対象とならない場合や免除額が上記金額と異なる場合があります。

※対象期間中の使用水量等のお知らせ（検針票）には、免除後の金額が記載されます。

※水道料金のうち基本使用量超過分および下水道使用料は免除対象外となります。

- 水道口径の確認方法 検針票をご確認いただくか、メーターのふた下側をご覧ください。

☎ 上下水道課 上下水道係 ☎ 585-2997

介護給付費通知のお知らせ

毎年3月と9月に、介護保険サービスを利用されたすべての方へサービスの利用状況をお知らせする「介護給付費通知」を発送していましたが、厚生労働省による事業見直しに伴い、希望者のみへの交付に変更となりました。希望される方は福祉課長寿介護係（☎ 585-2125）までお申し込みください。

- 申込期限 3月19日（木）
- 申込方法 期限までに福祉課長寿介護係までお申し込みください。
- 注意事項
 - ・サービスの利用実績を確認する際は、各サービス事業所から発行される利用表や領収書で確認できます。
 - ・介護給付費通知は、確定申告などでの医療費控除証明書として使用することはできません。各サービス事業所から発行される領収書を使用してください。

☎ 福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125

認知症カフェ「オレンジカフェ」の開催

認知症についての学びの他に、飲み込みのお話やお薬、感染対策、栄養など、奇数月に1回、様々なテーマで開催しています。どなたでも参加可能ですのでぜひご参加ください。

- 日時 3月11日（木） 午前10時15分～午前10時45分
- 場所 公立藤田総合病院 ホールシャングリラ（総合受付後方）
- テーマ 認知症×骨粗しょう症 ～骨を健康にする食事～

☎ 公立藤田総合病院 地域医療連携課 ☎ 585-2121

無煙炭化器を貸し出しします

国見町では、果樹の剪定枝や竹林の伐採竹を有効活用するため、「バイオ炭」をつくる無煙炭化器を無料で貸し出しています。作ったバイオ炭は土壌改良材として活用でき、ごみの減量や二酸化炭素の排出抑制、化学肥料の使用削減にもつながります。また、その場で炭化することで病害虫の駆除や病原菌の拡散防止も期待できます。環境にも農業にもやさしい取り組みですので、ぜひご活用ください。

【貸出内容】

■機器の種類（軽トラックで運搬可能）

①無煙炭化器 M150（大型）

サイズ：上径 148cm × 高さ 45cm/23kg 生成量目安：450 ℓ / 回 付属品：火消し蓋、耐火グローブ

②無煙炭化器 M100（中型）

サイズ：上径 98cm × 高さ 34cm/8kg 生成量目安：150 ℓ / 回 付属品：火消し蓋、耐火グローブ

■貸出対象

- ・町内に住所または農地を有する果樹等生産者
- ・町内に本店を有する農業法人
- ・3者以上で構成される農業者団体
- ・町内会など環境保全活動に取り組む非営利団体
- ・その他町長が認める者

■申込方法

産業振興課窓口へ直接お申し込みください。「無煙炭化器貸出申込書（様式第1号）」の提出が必要です。

※希望日の前に余裕をもってお申し込みください。

※使用前日までに、伊達地方消防組合（西分署）へ「火災とまぎらわしい煙等の届出書」を2部提出する必要があります。

■貸出期間 原則7日以内

■費用 無料（運搬費は申請者負担）

■使用上の注意（必ず守ってください）

- ・炭作り以外には使用できません。（生活ごみ等の焼却は法律で禁止されています）
- ・必ず複数人で作業し、消火準備をして使用してください。
- ・住宅地から離れ、風向きに注意して使用してください。
- ・原料（剪定枝・竹）は十分に乾燥させてください。
- ・林野火災注意報・警報発令時は使用しないでください。
- ・使用後は、期限内に返却し「使用報告書」を提出してください。
- ・破損・紛失時は速やかに報告してください。



町ホームページ

■無煙炭化器の使用法

①準備



炭化器を火災の心配のない広い場所に設置（土の上が望ましい）

②着火



炭材となる剪定枝や枯竹を組み、火をつけて着火します。

③燃焼・炭化



炎の勢いが出てきたら、炭材を投入し続けます。生の炭材を投入したり、一度に大量の炭材を投入すると器内の温度が下がり、煙が発生します。

④消火



炎が消えた後、ふたを閉まる。密閉させるため、ふたの縁に土を被せ、この状態で一晩置きます。（ふたがない場合は水をかけて消火してください。）

⑤炭化完了



火が付きやすい炭なので、燃えやすい袋に入れたり、燃えやすい物の近くで保管しないようにしてください。